

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利権の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申告者」という。）が提出する特例申告書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	エクセル（表計算ソフト）・eLtax（地方税ポータルシステム）
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部 移住交流推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 地域振興部 移住交流推進課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL: 0834-22-8238）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 地域振興部 移住交流推進課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL: 0834-22-8238）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から提供を受けたマイナンバーのデータを複数人で真正性の確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスにあたってはID及びパスワードによる認証が必要であり、権限のない職員によって不正に使用されるリスクはないと考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月10日	I 関連情報 1③	エクセル(表計算ソフト)	エクセル(表計算ソフト)・eLtax(地方税ポータルシステム)	事前	eLtax 追加
令和1年12月10日	I 関連情報 7・8	周南市役所 政策推進部 広報戦略課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8369)	周南市役所 政策推進部 広報戦略課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	事前	電話番号の訂正
令和2年4月1日	I 関連情報 7・8	周南市役所 政策推進部 広報戦略課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8370)	周南市役所 シティネットワーク推進部 シティプロモーション課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	事前	
令和3年4月13日	I 関連情報 1・①	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	事後	
令和5年4月3日	II しきい値判断項目	令和2年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 5・①	周南市役所 シティネットワーク推進部 シティプロモーション課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	周南市役所 地域振興部 移住交流推進課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	事前	新年度からの部署名の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7・①	周南市役所 シティネットワーク推進部 シティプロモーション課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	周南市役所 地域振興部 移住交流推進課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	事前	新年度からの部署名の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8	周南市役所 シティネットワーク推進部 シティプロモーション課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	周南市役所 地域振興部 移住交流推進課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8238)	事前	新年度からの部署名の変更
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事前	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事前	
令和7年3月10日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項 別表第一16の項、番号法第9条第3項、番号法第19条第2号	番号法第9条第1項 別表24の項、地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴う変更
令和7年3月10日	I 関連情報 4①	実施する	実施しない	事後	
令和7年3月10日	I 関連情報 9		適用なし	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	II しきい値判断項目 1	令和6年3月31日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月10日	II しきい値判断項目 2	500人以上	500人未満	事後	
令和7年3月10日	II しきい値判断項目 2	令和6年3月31日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月10日	IVリスク対策 ④	委託しない	十分である	事後	
令和7年3月10日	IVリスク対策 ⑥		接続しない(提供)	事後	
令和7年3月10日	IVリスク対策 ⑧		十分である 判断の根拠:申請者から提供を受けたマイナンバーのデータを複数人で真正性の確認を行っている。	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	IVリスク対策 ⑪		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムへのアクセスにあたってはID及びパスワードによる認証が必要であり、権限のない職員によって不正に使用されるリスクはないと考える。	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加